事　　務　　連　　絡
令 和 ８ 年 ６ 月 ３ 日

各 （都道府県／保健所設置市／特別区） 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る協力依頼」別添の一部改正について

コンゴ民主共和国とウガンダにおけるエボラ出血熱に係る対応については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和８年５月 21 日付け感感発 0521 第１号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課通知）により、ご対応とご協力をいただいているところです。

今般、上記通知における別添１（各検疫所長宛て事務連絡）を別紙のとおり改正することとしましたので、ご了知の上、健康監視を実施している検疫所との連携に遺漏のないようお願いします。

１　改正概要

（１）流行地域の改正（コンゴ民主共和国の南キブ州及びウガンダのワキソ県の追加、コンゴ民主共和国のキンシャサの削除）

（２）その他所要の改正

２　適用日

令和８年６月３日